

諮問第609号
環水大管発第2402226号
令和6年2月22日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 伊藤 信太郎
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、別紙の農薬に関し、昭和46年3月農林省告示第346号（農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第4号の環境大臣が定める基準を設定又は改正することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

3-(4, 4-ジフルオロ-3, 3-ジメチル-3, 4-ジヒドロイソキノリン-1-イル) キノリン (別名キノフメリン)

r a c-(1*R*, 2*S*, 4*S*)-1-メチル-2-[(2-メチルフェニル)メトキシ]-4-(プロパン-2-イル)-7-オキサビシクロ [2. 2. 1]ヘプタン (別名シンメチリン)

N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)

2', 6', 8-トリフルオロ-5-メトキシ [1, 2, 4] トリアゾロ [1, 5-*c*] ピリミジン-2-スルホンアニリド (別名フロラスラム)

中環審第1308号
令和6年2月26日

中央環境審議会
水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき環境大臣が定める
基準の設定等について (付議)

令和6年2月22日付け諮問第609号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。